

奄美市告示第66号

奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和7年4月1日

奄美市長 安田 壮平

奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市において台風等の荒天時に食料品が不足することから、食料品小売業者が食料品の在庫を確保する取組に対し、予算の範囲内において奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、台風等の荒天時に食料品が不足する状況へ対応するために、冷凍・冷蔵コンテナ又は非常用電源設備をレンタル・リース等により整備する事業とし、国、県その他公的機関から他の助成を受けていないものとする。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に店舗を有する法人又は個人とし、各種食料品小売業（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）小分類581に規定する各種食料品小売業をいう。）を営む者で、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）

で掲げられた生鮮食品を冷凍・冷蔵室で保存し、及び販売しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営し、若しくは経営に関与している者

(3) 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行う者

(4) その他市長が不相当と認める者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるもののうち、補助金の交付決定の日から当該年度の2月末日までに補助対象事業を実施し、支払がなされたものとする。

(1) 冷凍・冷蔵コンテナ又は非常用電源設備のレンタル・リース等に係る経費

(2) その他市長が特に必要と認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、当該額が30万円を超える場合にあつては30万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 補助対象事業内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、申請者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金交付決定通知書（以下「決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

（内容等の変更）

第7条 決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、決定通知を受けた後において、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、条件を付することができる。

- 3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、条件を付した場合は、奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金変更交付決定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、その日から起算して14日以内の日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 領収書等の支出を証明できる資料
- (4) 実績が確認できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、実績報告書を提出した後においても市長の指示があるときは、事業に係る実績、効果等について報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の実績報告を受けた場合は、書類の審査を行い、補助金を交付することが適当と認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金交付確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の確定通知書を受けた日から30日以内に、奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第11条 交付決定者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該証拠書類を5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(様式)

第13条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。